小山工業高等専門学校教学IR推進室規則

制定令和4年5月18日改正令和5年6月14日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、教学IR推進室を置く。

(目的)

第2条 教学 I R推進室は、本校の教育内容、教育手段、学習環境等について恒常的に 点検・評価し、その結果に基づく継続的な教学マネジメントにかかる意思決定を支援 することにより、本校教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 教学IR推進室は、校長の指示を受け、次に掲げる業務を実施する。
- (1) 教育・学修に関する目標達成を目的とする学生情報(入試データ、教務データ等) を用いた分析に関すること。
- (2) 前号の分析結果のカリキュラムマネジメント及びエンロールメント・マネジメント等への活用方法の検討に関すること。
- (3) その他教学IRに関すること。

(組織)

- 第4条 教学 I R推進室は次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室長が指名し、校長が任命した者
- 2 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長及び副室長は、校長が任命する。
- 4 室長は、教学 I R推進室の業務を総括する。
- 5 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(室員以外の者の参加)

第5条 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を教学 I R 推進室に参加させ、その 意見を聴くことができる。

(学生情報の収集)

- 第6条 室長は、第3条各号に掲げる業務の必要に応じて、学科及びセンター等の長に 学生情報の提出を依頼することができる。
- 2 前項の規定により、学生情報の提出依頼のあった学科及びセンター等の長は、原則として提供しなければならない。

(学生情報の分析・管理)

- 第7条 教学IR推進室は、収集した学生情報を分析・管理する。
- 2 収集した学生情報における個人情報の取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校 機構個人情報管理規則の定めるところによる。
- 3 本校の諸規則により守秘義務を課す学生情報の取扱いは、当該諸規則の定めるところによる。

(学生情報の利用の制限)

- 第8条 収集した学生情報は、室長が特に必要と認める場合を除き、第3条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。
- 2 教学 I R 推進室は、学生情報並びに分析結果の提供・公開を、原則として、校長の 指示により行うものとする。

(事務)

第9条 教学 I R推進室の事務は、学生課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教学IR推進室の運営等に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この規則は、令和4年5月18日から施行する。

附則

この規則は、令和5年6月14日から施行する。